

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (18) みなし労働時間制②

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 2 活動編 (18) みなし労働時間制②

裁量労働制とは

労基法第38条の3、4

裁量労働とは業務の性質上、業務遂行方法（やり方・時間配分等）を大幅にその業務従事者である労働者の裁量に委ねることで、使用者が具体的な指示（指揮命令監督）を行わないというものです。

この裁量労働制には、「専門業務型裁量労働制」と「企画業務型裁量労働制」の二種類があります。

労働時間は管理監督をしないわけですから、「みなし労働時間制」となります。

専門業務型裁量労働制

導入要件

1. 労使協定（書面による）法第38条の3①
 ※労使委員会の決議（法第38条の4⑤）
 ※労働時間等設定改善委員会の決議（設定改善法第7条）
 以上のいずれかによって決議協定すること。
2. 協定内容
 - ①対象業務。
 - ②みなし労働時間。
 - ③業務遂行、時間配分の決定に対し使用者の具体的な指示をしないこと。
 - ④対象労働者の健康・福祉の確保のための措置。
 - ⑤対象労働者からの苦情処理に関する措置。
 - ⑥協定の有効期間（労働協約による場合を除く）
3. 届出 → 上記労使協定を所轄労働基準監督署へ届け出る。

労働の規制緩和と言えるもので、弾力的取り扱いを行い経済社会、労働のスピードアップに対処していくもので、導入時（昭和六三年）は五業務でしたが、順次拡大され、現在は一九業務となっています。また、みなし労働時間制ということから、結果が重視されることとなり、処遇においては必然的に能力・成果による評価となります。私たちは常に「みなし労働時間」の設定を時代と共に見直し分析評価のあり方に問題意識を持ち検討する必要があります。

対象業務(則第24条の2の2②)

省令で定める業務

- ①新商品、新技術の研究は開発の業務。
- ②情報処理システムの分析、設計の業務
- ③記事の取材、編集の業務。
- ④デザイナーの業務。
- ⑤プロデューサー、ディレクター業務。

厚生労働大臣が指定する業務

(則第24条の2の2②第6号)

- ①コピーライターの業務。
- ②システムコンサルタントの業務。
- ③インテリアコーディネーターの業務。
- ④ゲーム用ソフトウェアの創作の業務。
- ⑤証券アナリストの業務。
- ⑥金融商品の開発の業務。
- ⑦大学における教授研究の業務。
- ⑧公認会計士の業務。
- ⑨弁護士業務。
- ⑩建築士（一級・二級・木造建築士）。
- ⑪不動産鑑定士の業務。
- ⑫弁理士の業務。
- ⑬税理士の業務。
- ⑭中小企業診断士の業務。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.